東近江市社会福祉協議会会長表彰の対象および基準

1. 民生委員児童委員であってその功績が顕著なもの。ただし、在職期間が９年以上であること。
2. 社会福祉協議会、社会福祉施設および福祉団体等の役職員でその功績が顕著なもの。ただし、在職期間が10年以上であること。
3. 多年にわたり社会福祉の向上に努め、その功績が顕著なもの。ただし、その期間が１０年以上であること。
4. ボランティアまたはボランティアグループとして社会福祉活動に積極的に参画協力し、その功績が顕著な者または団体。ただし、個人ボランティアにあっては８年以上の活動歴、ボランティアグループにあっては５年以上の活動歴を有すること。

なお個人ボランティアが、グループで一つの活動を行っている場合は、ボランティアグループとみなす。

サロンで個人ボランティアにあっては、継続して概ね年１０回以上の活動でかつ８

年以上のボランティア活動歴を有すること。

1. サロン事業の実施主体への表彰については、対象としない。
2. 社会福祉協議会または福祉団体で社会福祉活動が優良であって他の模範と認められるもの。ただし、結成後10年以上の活動歴を有すること。
3. 福祉活動等が特に優秀な福祉活動推進校。ただし、５年以上の活動歴を有すること。
4. 第４条各号のいずれかに掲げる表彰を受けたものは、同じ表彰内容での表彰を受けることができない。
5. 以上のほか、各団体において特に表彰に値する特別な理由があると思われる団体および個人については、推薦されても差し支えない。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（裏面あり）

　◎サロン実施に係る表彰ついて、対象者の考え方

④サロン事業での表彰対象者について

　　　　サロン事業を長く支えてくださっている個人のボランティアやボランティアグループは対象とする。

　　　　但し個人ボランティアにあっては、継続して概ね年１０回以上の活動

で、かつ８年以上のボランティア活動歴を有すること。

例えば○○町サロンの個人ボランティア○○

○○町サロンのボランティアグループ○○等が対象となる。

　　⑤サロンの実施主体は表彰の対象としない。

　　　　　例えば○○町サロンとして推薦されるものについては対象としない。